

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和3年6月発行 第37号

医師の働き方改革に関する医療法の改正について

2024年（令和6年）4月から始まる医師の時間外労働の上限規制に向けて、令和3年5月に医療法が改正され、次の対策が正式に定められました。

- 勤務する医師が長時間労働となる医療機関に対して「医師労働時間短縮計画」の作成を求めること
 - やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設すること（以下「特例水準」）
 - 面接指導、連続勤務時間の制限、勤務間インターバル規制などの健康確保措置の実施
- 今回は、この法改正により、これまでお伝えしてきました情報に加わったものと、変更があったところをお知らせします。

【追加されたもの】

- 特例水準に「連携B水準」の категорияが新設されました。
- 特例水準の医療機関にそれぞれ呼称がつけられました。

	A水準	連携B水準	B水準	C-1水準	C-2水準
		連携型特定地域医療提供機関	特定地域医療提供機関	技能向上集中研修機関	特定高度技能研修機関
A水準が原則	大学病院や地域医療支援病院等の、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関の医師が、他の医療機関での勤務と通算での時間外・休日労働が960時間を超える際に適用	暫定的な特例水準（地域での医療提供体制を確保するための経過措置）	初期臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用	臨床従事6年目以降の医師が、高度技能を有する医師の育成が公益上必要な分野について、特定の医療機関で診療に従事する際に適用	
時間外労働の上限（休日労働を含む）	年960時間	年1,860時間 ただし、1医療機関の時間外・休日労働の上限は年960時間	月100時間未満（例外あり）	年1,860時間	
健康確保措置	努力義務	連続勤務時間制限 28時間	義務	義務	
	努力義務	勤務間インターバル 9時間	義務	義務	
		面接指導等	時間外労働が月100時間以上となる場合は義務		

※表の中の時間数は現在示されているもので、今後厚生労働省令などで決まります。

【変更されたところ】

- 「医師の労働時間短縮計画」の策定期間が延伸されました。特例水準の指定を受けるためには、「医師の労働時間短縮計画を令和3年10月から1年以内に策定し、その計画に基づく取組み実績の評価」が必要とされていましたが、「医師の労働時間短縮計画案を医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価を受ける前までに作成し、労働時間短縮の取組み状況とともに評価」されることになりました。

特例水準の指定を受けたい医療機関は、今から医師の労働時間短縮に向けた取組みが必要です。
高知県医療勤務環境改善支援センターでは、取組みの支援を行っていますので、気軽にお問合せください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp



勤務環境のことならお任せ

